TEL 03(6402)9555

03(6402)9556 FAX

URL http://www.kojimaz.jp E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

プロ野球選手の収入に係る税務上の取扱い

プロ野球選手は球団から給与をもらっているようですが、どのような税金がかかっている のでしょうか?また、必要経費はどこまで認められているのでしょうか?

解說

プロ野球選手が球団からもらう報酬は、所得税法上の「給与」には該当しないため、個人 事業主と同様に、確定申告します。

プロ野球選手の収入の所得区分

1事業所得

- 球団からもらう契約金
- 契約期間中の年俸(年俸額が12分の1され月給として毎月もらっている例が多い。)
- 連盟等からもらう賞品・賞金(ホームラン王などを獲得したときの賞金など)
- ②一時所得
 - ・法人からもらう祝儀等

③雑所得

・テレビ局や主催者から直接もらうテレビ等の出演料や講演料 ※トロフィーやメダルなどは換金性が低い場合は、収入金額に加算する必要はない。

2. プロ野球選手の必要経費

- ①使用する用具等に係る費用
 - ※試合で使用するユニフォームや帽子などは、通常球団が負担している。
- ②白宅と球場間の交通費、選手会の会費、
 - ※遠征のための旅費、宿泊代、食事代等は通常、球団が負担している。

ただし、下記のものは必要経費にはなりません。

- (1)シーズンオフなどの自主トレーニングに伴う宿泊費、交通費
- ②筋力増進や体力維持などの目的のための食事代など
- ③高額の契約金を得た場合の関係者に渡す謝礼など

要するに…

プロ野球選手は球団の所属するサラリーマンではなく個人事業主という位置づけなので、毎 年確定申告をしています。中には節税のために、会社を設立している人もいるようです。